

申請する場所

市役所13階商工振興課
(☎321-1256)

【申請の流れ】

① 交付申請書の提出
(4月15日(水)から)

職場環境改善事業補助金交付申請書に
必要書類を添えて提出

交付決定通知書が送付されます

交付決定前に着工したり、備品を購入
したりした場合は、補助の対象になり
ません。必ず交付決定通知書を受け
てから着工・購入してください

※必要に応じて現地確認を行います

② 工事の開始・機器の購入

工事の発注先や備品の購入先は、市内
の業者に限ります

③ 実績報告書と請求書の提出

なるべく早めに実績報告書と請求書を提
出してください

確認後、
補助金が振り込まれます

大型換気扇で空気を入れ替え



遮断熱塗料を屋根に塗装



水冷扇で事業所内を冷却



工場内に大型エアコンを設置



快適な職場づくりを
支援します

申し込み
4/15(水)
から

職場の環境改善に最大500万円

申請の受け付けは、4月15日(水)からです。市役所13階商工振興課にある「職場環境改善事業補助金交付申請書」に必要な事項を記入し、申請に必要な書類を添えて同課へ提出してください。土・日曜日、祝日や、郵送での申請はできません。

申請書は、3月6日(金)から商工振興課で配布する他、市ホームページからダウンロードもできます。

申請書類の受け付け後、1

対象は市内全域
幅広い業種の事業者にも補助

「職場環境改善事業補助金」は、従業員が継続して快適に働いて、若い人たちに就職先として選んでもらえるよう事業所の職場環境の改善を後押しするものです。市内全域の対象は市内全域

① 屋根や壁の遮断熱塗料の塗装
② 冷風機や暖房機などの購入
※工事の発注先や備品の購入先は、市内に本社のある業者に限ります

①②それぞれにかかった費用の2分の1を補助、最大500万円。同時に複数の建物で施工する工事なども1回で申請できます。その場合、建物ごとに補助額を計算します。申請は1事業者につき1回です。

申請に向けて早めに準備をしてください



暖房機など1台の導入でも補助金の申請は可能です

か月程度で補助金の交付の可否を申請者に通知します。審査の際、必要に応じて現地調査を行うこともあります。市から交付の決定を受ける前に、塗装したり設備を導入したりした場合は、補助の対象になりません。必ず事前に申請してください。予算額に達した場合は、申請の受け付けを終了します。

申請に必要な書類

- 申請内訳書
- 見積書(市内の業者を利用したことが分かる物、遮断熱塗料は塗装面積の積算内容が分かる物)
- 設備の設置前の状況が分かる写真
- 建物の配置、施工位置の分かる図面
- 納税証明書
- 建物所有者の工事同意書など市長が必要と認める書類

例えば…

市は、市内で頑張っている事業者を応援するため「職場環境改善事業補助金」を来年度から新たに始める予定です(3月議会承認後)。事業者が工場などに、遮断熱塗料や空調設備を導入する場合、それぞれ最大500万円を補助するものです。申請は、4月15日(水)から受け付けます。

現在市内に占める中小企業の割合は99.7%。そこに働く人たちの職場環境の改善を後押しします。補助金を活用して、快適な職場づくりに役立ててください。

問い合わせは、商工振興課(☎321-1256)へ。

エアコンを工場内に導入

